

障害福祉サービス等

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)	市区町村	○ サービスの利用申請 (※)
地域生活支援事業	市区町村 都道府県	△ 事業の実施主体である 市区町村等の取扱いによる
障害児通所給付	市区町村	○ サービスの利用申請 (※)
障害児入所給付	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	○ サービスの利用申請時 (※)

※ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。

就労支援（ご本人向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
公共職業安定所（ハローワーク）における 職業相談・職業紹介	公共職業安定所・ 難病相談支援センター	○ 証明の求めがあった時
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	地域障害者職業 センター	○ 証明の求めがあった時
障害者就業・生活支援センター事業	各障害者就業・ 生活支援センター	○ サービスの利用申請時

就労支援（事業者向け）

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録者証の利用可否と活用場面
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
障害者介助等助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者能力開発助成金	(独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者トライアル雇用事業	労働局、公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時